

2025年
保存版

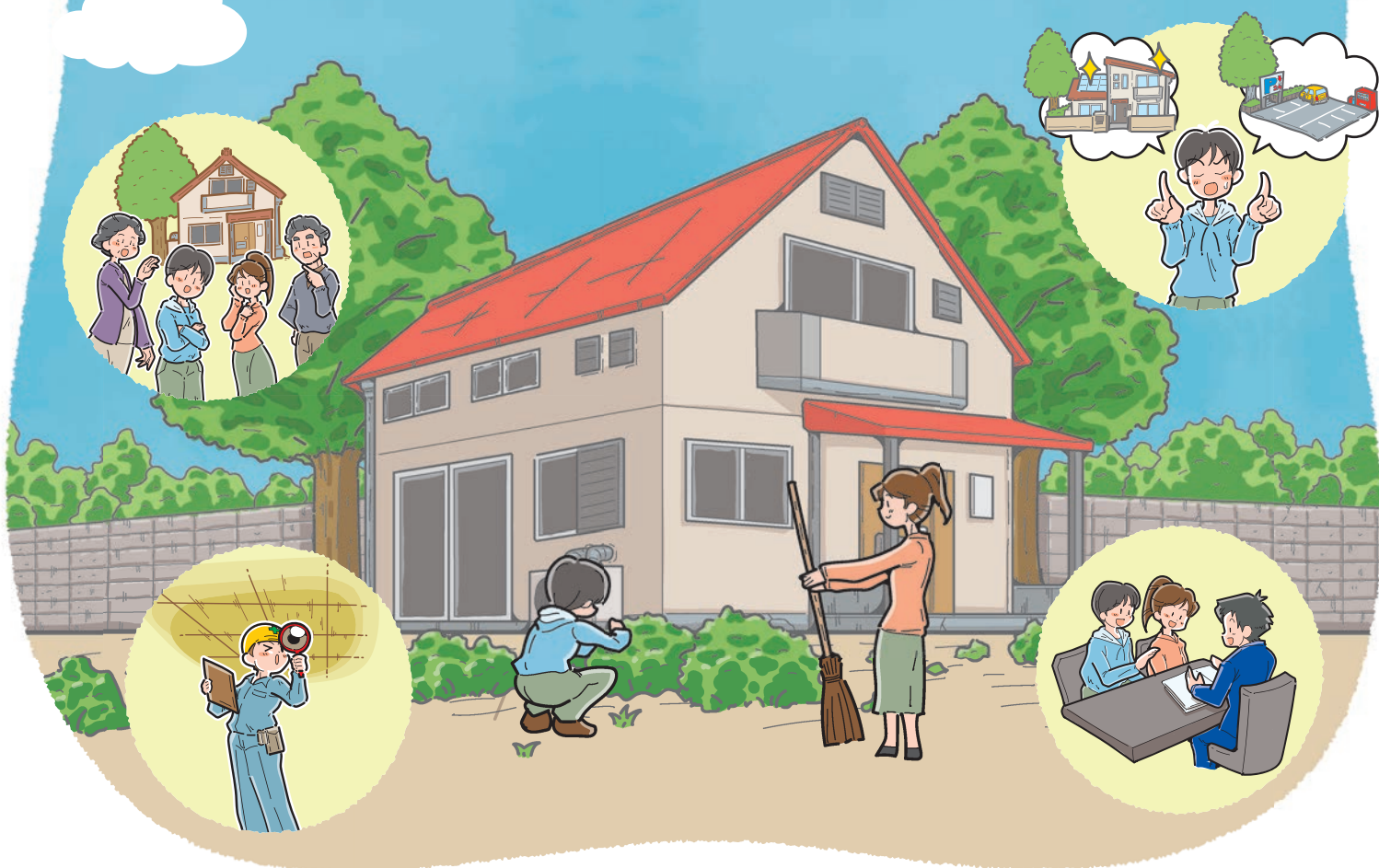
飛驒市 空き家の手引き

空き家を適切に管理して
3つのあんしんを手に入れよう！

トラブル・事故の
回避

経済的負担の
軽減

資産価値の
維持



令和5年
12月13日施行

「空家等対策の推進に関する特別措置法」の
一部が改正されました。



空き家リポーター「りのにや〜」

株式会社サイネックス



YANAGIGUMI
since 1904

誠実な仕事で地域に貢献したい

土木 × **建築**
civil engineering × architecture

株式会社 柳組

本社
飛騨市古川町宮城町 252
TEL (0577) 73-5555
FAX (0577) 73-6307

住宅事業部
飛騨市古川町朝開町 1605 彩り館内
TEL (0577) 73-2800
FAX (0577) 73-2812

柳組の住宅

HPはこちら

正社員募集!!

一緒に働く仲間を募集しています!

**住宅手当
家族手当等
充実の福利厚生!
学歴・経験不問!**

平均年収 6,000,000 円
※諸手当含む

募集職種

- 製造部門▷ 亜鉛製造 / 鉛製造 / 金属粉製造
- 保全部門▷ 工事企画 / 坑内管理・開発
- 管理部門▷ 人事・総務

給与	月額 200,000円～309,600円
賞与	年2回 (計5.2か月分 ※昨年度実績)
手当(月額)	通勤手当 (最大 27,780 円) / 住宅手当 (最大 28,000 円) 資格手当 (2,000 円～) / 家族手当 (7,500 円～) 他
福利厚生	- 各種社会保険完備 - 資格取得支援 - 自己啓発支援 - 年次有給休暇ほか - 財形貯蓄制度 - 確定拠出年金制度 - 勤続表彰 - 制服貸与 - 特別休暇有り - 独身寮、社宅有り - 退職金制度 - その他制度多数
勤務地	飛騨市神岡町鹿間 1-1 ※受動喫煙防止のため、屋内に喫煙スペースあり

神岡鉱業株式会社
KAMIOKA MINING AND SMELTING CO., LTD

TEL. 0578-82-2230
【担当 / 東・和仁】

飛騨市神岡町鹿間 1-1
<https://www.mitsui-kinzoku.co.jp/group/kms/>

詳細は当社 HP 「採用情報」をご覧ください



もくじ 【 Contents 】



- 「空き家」を
放置していませんか？ 2
- 空き家について
考えてみましょう！ 4
- 我が家の将来を考えよう 6
- 空き家を所有
することになったら 7
- 空き家を管理する
場合には 8
- 空き家を管理
できない場合には 10
- 売却のこと 12
- 賃貸のこと 13
- 解体のこと 14
- 飛騨市の
補助金について 15
- 飛騨市住むとこネット
(空き家バンク) 16



見やすく読みまちがえにくい
ユニバーサルデザインフォント
を採用しています。

飛騨市 空き家の手引き

令和7年3月発行

飛騨市基盤整備部建築住宅課住宅政策係
〒509-4292 岐阜県飛騨市古川町本町2-22
TEL.0577-73-0153 FAX.0577-73-7500

発行／制作

株式会社サイネックス
〒543-0001 大阪府大阪市天王寺区上本町5-3-15
TEL.06-6766-3333(大代表)

無断で複写、転載することとはご遠慮ください。

QRコードは株式会社デンソーウェブの登録商標です。

広告販売

株式会社サイネックス 北陸支店
〒918-8114 福井県福井市羽水2-709
TEL.0776-34-6566

※掲載している広告は、令和7年2月現在の情報です。

〈 広 告 〉



～環境と人にやさしい家づくり～

株式会社 溝口建築
溝口建築設計事務所 ◆ みぞさん不動産

飛騨市神岡町小萱 766-1

TEL 0578-82-5753
FAX 0578-82-5828



新築・リフォーム・リノベーション
耐震診断補強・省エネ改修・店舗改修



mizosan fudosan

みぞさん不動産

不動産売買・仲介・賃貸・空き家管理

01 「空き家」を放置していませんか？

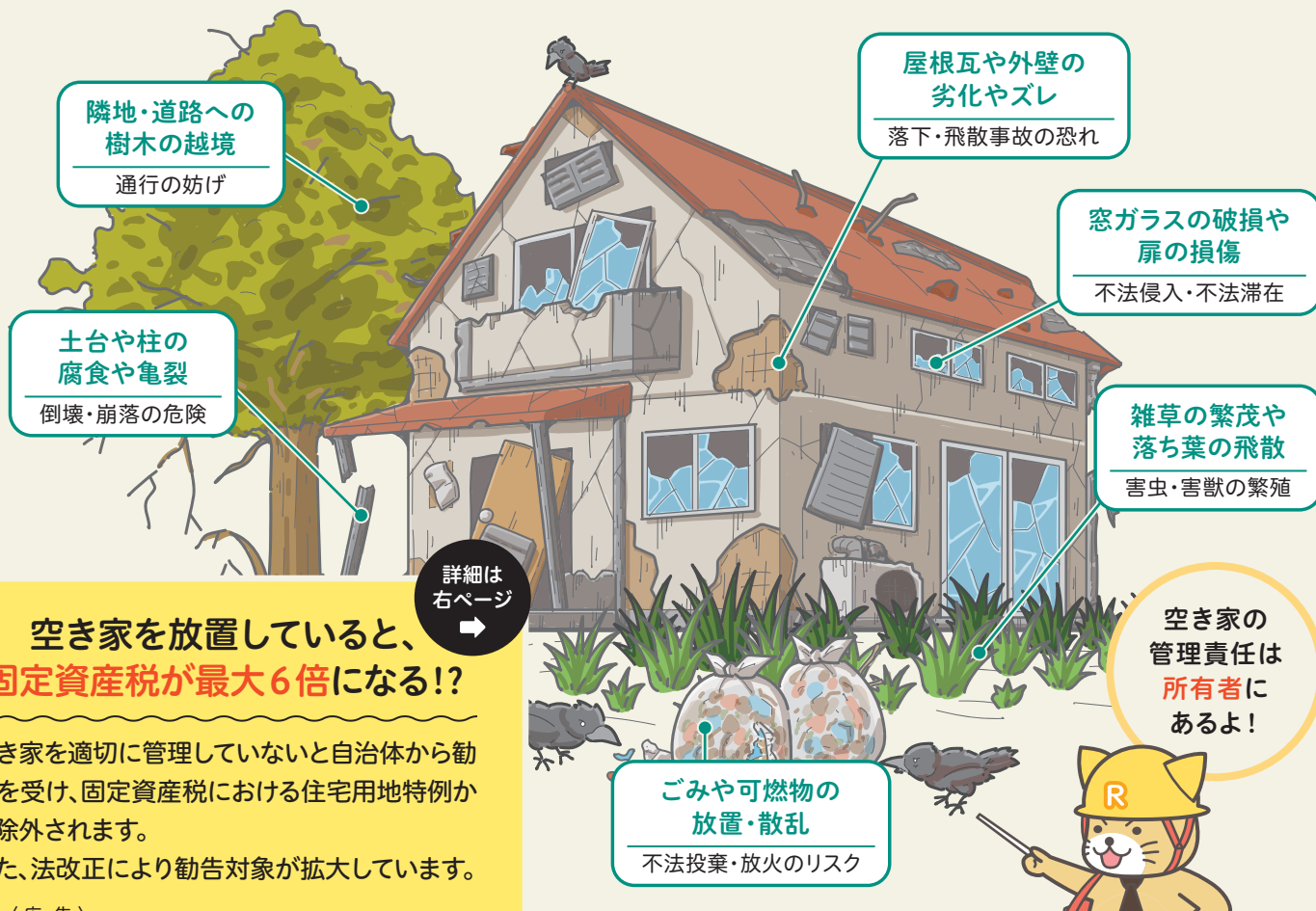
空き家とは

▶ 継続して居住や使用のない住居やその他の使用もなされていない建物や敷地のこと

空き家放置のリスク



飛騨市では、平成27年に国が施行した「空家等対策の推進に関する特別措置法」を契機に、「飛騨市空家等対策計画」を定め、所有者・管理者への指導などの取り組みを進めています。



空き家を放置していると、
固定資産税が最大6倍になる!?

空き家を適切に管理していないと自治体から勧告を受け、固定資産税における住宅用地特例から除外されます。

また、法改正により勧告対象が拡大しています。

(広告)



住まいと土地、新築から増改築まで
総合建築／企画／設計／施工／不動産売買仲介

株式会社 匠和組

TEL.0577-73-2222 (代) / FAX.0577-73-2232
飛騨市古川町末広町1番15号



中古住宅のリノベーションに伴う
白アリ・木材防腐処理は
長期優良住宅の認定条件です

株式会社 **中部サニター**

〒509-4215 岐阜県飛騨市古川町杉崎374-1

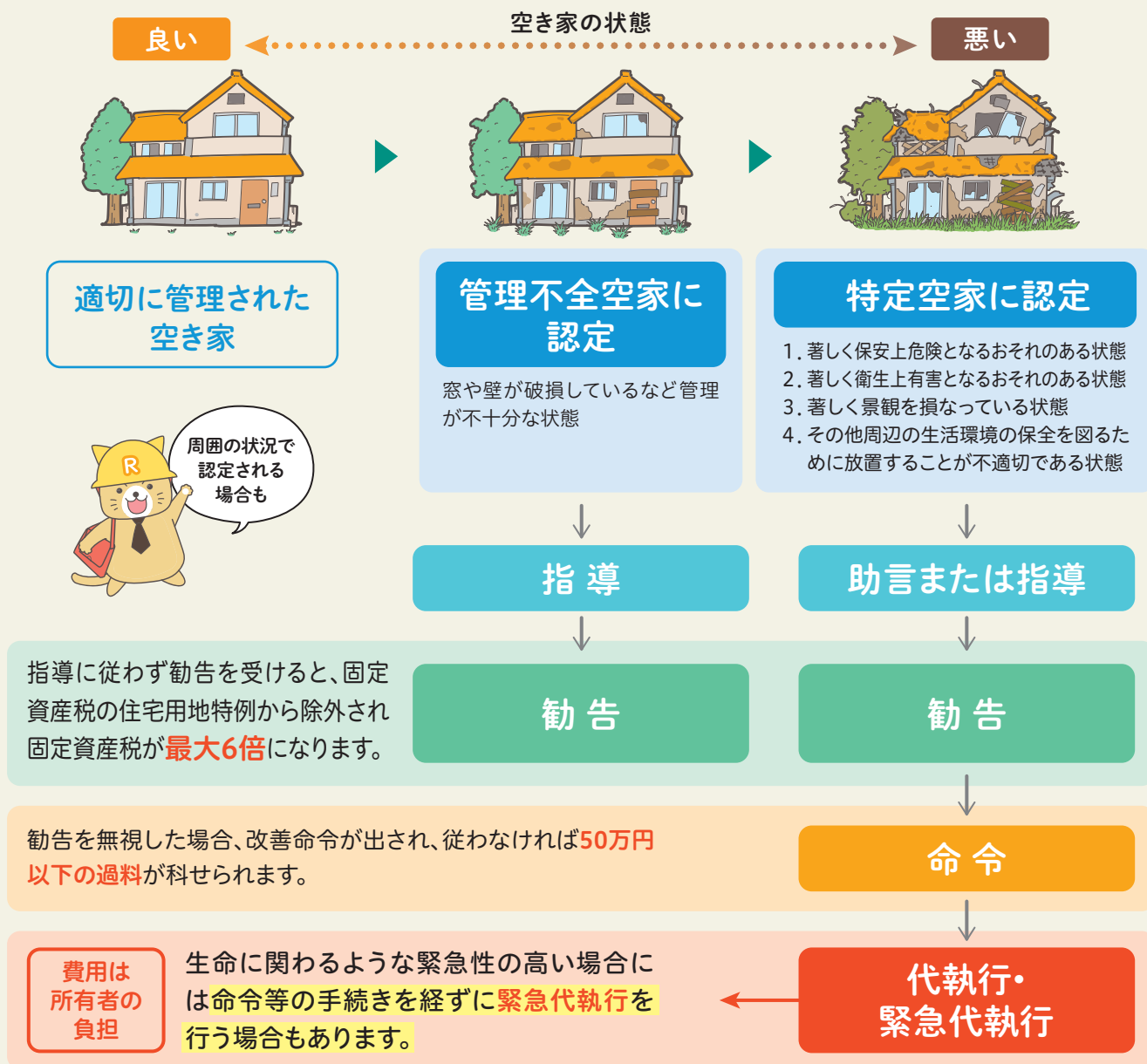
TEL.0577-73-4036 FAX.0577-73-6206 ✉ info@chu32.jp

事業内容

- ・有害生物防除
- ・HACCP 衛生管理
- ・食品微生物検査
- ・文化財害虫駆除
- ・貯穀害虫燻蒸
- ・建築物空気環境測定
- ・人畜感染症消毒
- ・災害汚染の消毒
- ・木材害虫駆除と保護

空き家を放置し続けると…

空き家の状態の確認



〈 広 告 〉

この街のために この人のために

新築住宅

リフォーム

民間建築工事

公共建築工事

一級建築士事務所を併設 (岐阜県知事登録 第10984号)

空き家からゲストハウスへの改修事例がいくつかあります。
弊社ホームページをご覧ください

飛驒のリフォーム・注文住宅のことなら
永山建設

飛驒市古川町宮城町 730-14
TEL 0577-73-5010
FAX 0577-73-7177

詳しくはホームページをチェック！
永山建設 飛驒市 検索
<http://www.hidanagayama.co.jp>



空き家管理・活用実践フロー

知りたいことは
何ですか？



我が家の
将来について
考えましょう！

P6
参照

次世代への
引き継ぎについて事前に
考えましょう！

遺言書を残すなど、誰に家を
引き継いでもらいたいかなど
を明確にしておくことで、残さ
れた家族が悩んだり、争うこと
がないように準備することが
重要です。

空き家を
所有すること
になりました

P7
参照

空き家の
所有者には管理責任が
あります！

空き家を放置し続けると倒
壊、火災等の危険性や防犯、衛
生上の課題も生じます。
空き家の所有者には法的に
も管理責任があります。

空き家の
使い方を
考えましょう！

P7・11
参照

家財処分、
相続等について
知りましょう！

空き家の使い方を決めるに
あたっては家財の処分や相続
手続き等の理解を深めることが
重要です。また売却や賃貸の可
能性がある場合には、事前に相
談する不動産や空き家バンクに
ついて調査しましょう。

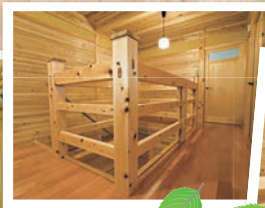
〈 広 告 〉

“木の温もり”を感じる家

一般建築

新築・増築・改築（設計施工）

丸幸建築の強みは、家づくりからの健康の促進と
大工だからできる現場での対応から引き渡し後の
アフターです。大切な人に誇れるような家づくり。
大切な人が将来いつでもなつかしめ、安心できる家。
そんな家づくりを尊敬し感謝してもらえる家づくり。
丸幸建築はそんな家づくりを目指しています。



丸幸建築

MARUYUKI

一般建築 営業許可（般-3）第950116

飛騨市古川町杉崎 160-8

☎ 0577-73-7360

✉ info@maruyuki.jp

ホームページにて
施工事例など
ご紹介しています！



当面
そのままに
する

P8・9
参照

適切な管理を！

当面はそのままにする場合でも、いずれは活用する(自分で住む、賃貸・売却する等)ときのために、適切な管理が必要です。



貸す
売る

P10~13・
16参照

有効に活用しましょう！

空き家バンク又は不動産業者を利用し、空き家の活用を考えましょう。併せて、改修や契約について考えることが重要です。



取り壊す

P14
参照

壊すことも管理の一つ！

倒壊の危険性の高い老朽化した空き家や管理が困難な空き家に対しては、取り壊しもご検討ください。



空き家に関する相談窓口

空き家に関する
相談への対応

空き家に関する相談は、「適切な管理」と「利活用」の二つに区分されます。空き家の利活用については、空き家が発生した時点で、利活用等の相談を受けられるように関係課と連携しています。また、管理不十分な空き家の相談は、関係課や協議会、関係団体と連携・相談し対応します。

相談窓口

利 活 用：ふるさと応援課 TEL.0577-62-8904
適切な管理：建築住宅課 TEL.0577-73-0153

どのように次世代に引き継ぐか考えよう。

＞現在の登記を確認しよう。

土地や建物の所有権に関しては、不動産登記の義務付けがなかったため、従前所有者の名義のままになっていることがあります。
所有権を証明できなければ、次世代への適切な相続や活用ができなくなります。
不動産登記の名義を確認し、現在の所有者になっているか確認しましょう。



＞相続人全員で話し合いをしよう(遺産分割協議)。

それぞれの相続人には法定相続分があります。遺産分割協議をしない場合、相続人の持分割合により相続登記を行います。遺産分割協議をすることにより、特定の相続人の単独名義や特定の共有名義とすることができます。ただし、遺産分割協議は相続人全員の同意が無ければ無効となりますので注意が必要です。

なお、話し合いがまとまらない場合、家庭裁判所にて遺産分割調停により解決を図る方法もあります。



＞困ったときは専門家に相談しよう。

不動産登記の確認や相続税の計算、相続人の権利関係、遺言書の作成に関しては、専門的な知見が必要です。それぞれの悩みに応じて、法務局、税理士、弁護士、司法書士などの専門家に相談しましょう。

＞意思表示をしておこう。

家や土地など分割が難しい相続財産をめぐるトラブルを防止するため、家族間での話し合いや遺言書の作成など、次世代に引き継ぐための準備を行いましょう。

遺言書には、一般的に「自筆証書遺言」と「公正証書遺言」があり、それぞれにメリット・デメリットがあります。それぞれの特徴を理解して、最適な形式を選びましょう。



	自筆証書遺言		公正証書遺言
作成方法	遺言者本人の自筆で記述 ※パソコンでの作成は無効だが、財産目録の作成には使用可能		遺言者本人が公証人に口頭で遺言内容を伝え、公証人が文章にまとめます。実印・印鑑証明書、登記簿謄本などが必要
証人	不要		2人必要
保管場所	自宅等で保管	法務局で保管	原本は公証役場
検認手続※	必要	不要	不要
費用	不要	必要(3,900円)	必要(財産価格による)
メリット	手軽に作成でき、費用がかからない ※遺言書を法務局で保管する場合は費用がかかります		●無効になりにくい ●紛失などのリスクがない
デメリット	●文意不明等で無効になることがある ●自宅での保管は紛失・隠匿・偽造のリスクがある		●費用・手間がかかる ●証人が2人必要

※検認手続：家庭裁判所で遺言書の状態や内容を確認すること

相続登記をしよう。

- ▶ 親族の死亡等により空き家を相続した場合は、相続人への名義の変更(相続登記)を行いましょう。相続登記がされず、前所有者(故人等)の名義のままになっていると売買などで支障となります。きちんと相続登記を済ませておきましょう。

手順① ▶ 必要な情報を収集しよう。

- 固定資産全部証明書(名寄帳)等を取得
→各市区町村にて
- 相続人確定のための戸籍を取得→各市区町村にて
- 空き家の名義人を調べるための登記事項証明書を取得→法務局にて

手順② ▶ 引き継ぐ人を決める

遺言または遺産分割協議(相続人で話し合い)で引き継ぐ人を決めましょう。

手順③ ▶ 申請書、添付書類を用意の上、法務局へ登記申請をしよう。

ご自身で相続登記をすることが難しい場合、登記の専門家である司法書士に依頼することもできます。

手順④ ▶ 法務局の審査を経て、問題無ければ相続登記が完了します。

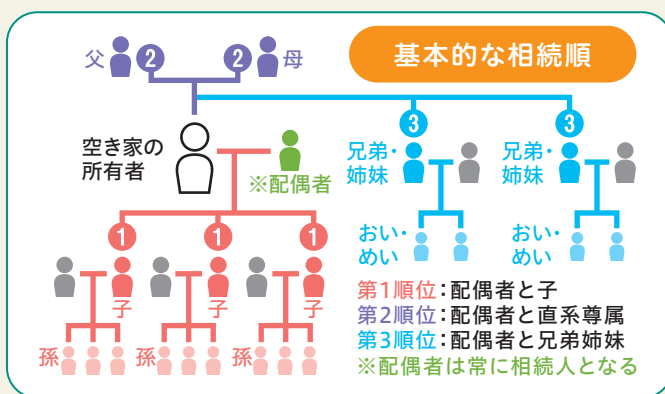
▶ 相続はどうなるの?(法定相続について)

基本的な相続の順番は、下図のようになります(法定相続)。遺産は、まず第1順位の相続人に相続権があり、子がいない、又は相続放棄をした場合には、次の順位の相続権がある人が相続人となります。

令和6年4月1日から相続登記の申請が義務化されました。

オンラインでの申請も可能です

不動産を相続したと知ってから3年以内に正当な理由なく登記・名義変更手続きを行わなかった場合は、**10万円以下の過料**が科されるおそれがあります。



戸籍証明書の請求が便利になりました。

令和6年3月1日施行

最寄りの市区町村の窓口で
戸籍証明書等が請求できます。

- ・本籍地のある遠方に行かなくてもOK!
- ・ほしい戸籍の本籍地が全国各地にあっても、1か所の市区町村の窓口にとまとめて請求可能!



詳細はこちら

〈広告〉

dh
daikane-hida
足場工事

株式会社 **ダイカネ技建飛驒**

〒506-1145 飛驒市神岡町釜崎 35-1
TEL/FAX : 0578-82-3525

お気軽にお問い合わせください



近隣に迷惑をかけないようにしよう。

＞ 空き家は定期的な点検と管理が大切です！

人が出入りをし、適切に管理することで建物の老朽化の抑制につながります。具体的には定期的な通風、換気、通水、掃除を行うことで老朽化の進行を抑制することができます。

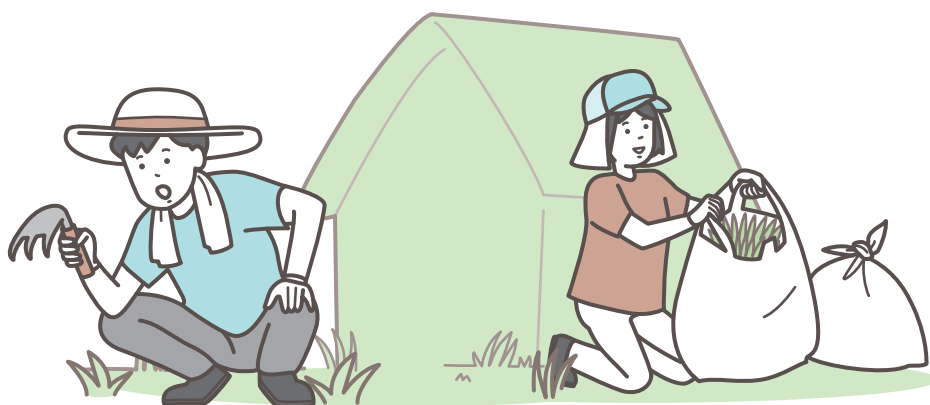
次の作業項目を参考に、月1回程度の頻度でできるだけこまめに取り組むようにしましょう。

また、大雨や台風、地震のあとは、建物に被害がないか必ず点検しましょう。



＞ 自分でできる管理方法

	作業項目	作業内容	
内部	通風・換気(60分程度)	☐ すべての窓・収納扉(押入れ・クローゼット)の開放 ☐ 換気扇の運転	建物を傷めないためには、できるだけ頻繁に行いましょう
	通水(3分程度)	☐ 各蛇口の通水 ☐ 各排水口に水を流す(防臭、防虫のため)	
	掃除	☐ 室内の簡単な清掃	
外部	郵便物整理	☐ ポスト、玄関に投函された郵便物・配布物の整理	ご近所の迷惑にならないよう念入りに行いましょう
	敷地内清掃	☐ 敷地内の落ち葉やごみの清掃	
	草取り 庭木の剪定	☐ 草取り、越境している枝やツルの剪定 ☐ 庭木の剪定、消毒	
点検	雨漏りの有無	☐ すべての部屋に雨漏りがないか	大雨や台風、地震のあとは必ず点検を行いましょう
	建物の傷み	☐ 建物に傷んでいるところはないか	
	設備の傷み	☐ 水漏れなどがないか	



定期的に
点検
しましょう

空き家の傷み具合チェックシート

外部まわり

☐ 屋根

- ・屋根材の異状
(ズレ、割れ、さび、苔、ハガレ)

☐ 軒裏

- ・軒天材の異状
(シミ、汚れ、浮き、苔、ハガレ)

☐ 雨とい

- ・水濡れ、ハズレ、ヒビ、割れ

☐ 窓・出入口ドア

- ・ガラス、建付けの異状
(割れ、ヒビ、開閉の不具合、
傾き、施錠の不具合)

☐ バルコニー

- ・床材、手すりの異状
(破れ、虫食い、腐朽、反り、
たわみ、さび、ぐらつき)

☐ 外壁

- ・外壁材の異状
(汚れ、色あせ、さび、苔、
ハガレ、ヒビ)

☐ 擁壁

- ・水抜き穴の詰まりの有無
・ひび割れの有無
・目地の開きの有無

☐ 塀

- ・塀の異状(汚れ、傾き、崩れ)

☐ 家まわり

- ・樹木、雑草の繁茂
・害虫、害獣の発生

☐ 土台・基礎

- ・基礎、土台の異状
(ヒビ、割れ、傾き、腐朽、
虫食い、蟻道)

内部・設備

☐ 天井

- ・天井材の異状
(ハガレ、たわみ、浮き、シミ、カビ)

☐ 壁

- ・壁材の異状
(ハガレ、浮き、シミ、カビ、割れ)

☐ 床

- ・床材の異状
(ハガレ、浮き、シミ、カビ、
割れ、傾き)

☐ 室内ドア・障子

- ・建付けの異状
(開閉の不具合、傾き)

☐ 設備

- ・給水、排水の不具合
(赤水、詰まり、臭い、水漏れ)



06 空き家を管理できない場合には

空き家の売却、賃貸を検討しよう。

- ▶ 今後使用する予定が無く、空き家の維持管理ができない場合、売却、賃貸などを検討する必要があります。特に老朽化が進んだ建物は、修繕や改修に要する費用が大きくなりますので、以下を参考に早めに売却や賃貸などを検討しましょう。

飛騨市の補助金 P15参照

＞ 売却・賃貸の準備 家財道具や残置物の整理、処分をしよう。

空き家の売却、賃貸、解体などをお考えの場合、空き家の中にある家財や荷物を整理することが必要です。

早い段階から整理を進めることにより、その後の活用を円滑に進めることができます。

なお、遺品や仏壇などがあり、自力で処分することが困難な方は、民間の家財整理専門業者や仏具店等を活用するのも一つの方法です。



＞ 売却・賃貸の検討 不動産業者に相談しよう。

● 売却

不動産業者との媒介契約により仲介を依頼するのが一般的です。また、業者が買取り、リフォーム後に販売する買取再販も多くなっています。事業者によって価格が異なることも多いので、複数の不動産業者に査定してもらいましょう。

● 賃貸

空き家は、リフォームしてから賃貸するのが一般的です。

また、近年、借り手が自由にリフォームすることを許容して賃貸するケースもでてきています。

方法によって、それぞれメリット・デメリットがありますので、地元の不動産業者に相談しましょう。

空き家に関する相談窓口 P5参照



＞ 売却・賃貸が困難な場合 解体を検討しよう。

売却・賃貸が困難な空き家については、解体をして駐車場などとして「土地」を活かすといった方法もあります。

土地活用の可能性は、土地の周辺状況などによって異なります。解体を行う前に建築士や不動産業者へ相談しましょう。

空き家に関する相談窓口 P5参照

〈 広 告 〉



賢く家をつくるなら >> たかどの家

協業組合 高登建設 TEL 0577-65-2129
飛騨市河合町角川 198-1 FAX 0577-65-2411

詳しくはこちらをチェック!



＞ 売却・賃貸のヒント

- **どこの不動産業者に相談すればよいかわからない場合には？**
空き家周辺の地元不動産業者に相談してみても…
- **売却するのに費用負担が難しい場合には？**
解体費や測量費などを含む売却を不動産業者に相談してみても…
- **狭小土地や接道不良土地で売却が難しい場合には？**
隣の家に買ってもらえないか提案してみても…
- **売り出したいが、家に欠陥があってトラブルにならないか？**
建物状況調査（インスペクション）をしてみても…
- **借地で空き家が売却できない場合には？**
借地契約を延長して賃貸を検討してみても…
- **古くて貸せるか悩んでいる場合には？**
固定資産税相当分の家賃で賃貸できないか不動産業者に相談してみても…

- **耐震改修済み、リフォーム済みをアピールする場合には？**
建物状況調査を実施し、安心R住宅※として売却を検討してみても…
※「安心R住宅」とは、これまでの既存住宅（中古住宅）のマイナスイメージを払拭するため一定の条件を満たした住宅の広告に、国が商標登録したロゴマークを付けて、物件選びに役立つ情報を消費者の皆さまへ分かりやすく提供する仕組みです。
- **空き家バンクを利用してみたいは？**
空き家バンクとは、空き家を「売りたい人」と「買いたい人」をつなぐ、自治体が運営する空き家の情報サービスです。

飛騨市住むとこネット（空き家バンク） P16参照

相続した土地を国が引き取る制度が始まりました

令和5年4月27日より、相続した土地を国が引き取る「**相続土地国庫帰属制度**」が始まりました。これは、相続等によって土地の所有権を取得した相続人が、法務大臣（窓口は法務局）の承認により、土地を手放して国庫に帰属させることができる制度です。詳しくは法務省ホームページでご確認ください。



＞ 空き家や空き地を譲渡した場合の税制優遇（適用の可否等については、税務署へお問い合わせください。）

① 空き家の譲渡所得の3,000万円控除

空き家を相続してから3年後の年末までに売却するなど一定の基準を満たす場合、譲渡所得から3,000万円が控除されます。

※税務署で控除の申告をする前に、「被相続人居住用家屋等確認書」の申請が必要です。

申請の窓口は、空き家の所在する市役所の基盤整備部 建築住宅課になります。

② 低未利用土地等の譲渡所得の100万円控除

空き家や空き地、空き店舗などの属する土地で500万円を超えない範囲の価格で売却するなど一定の基準を満たす場合、譲渡所得から100万円が控除されます。

※税務署で控除の申告をする前に、「低未利用土地等確認書」の申請が必要です。

申請の窓口は、市役所の基盤整備部 建築住宅課になります。

空き家に関する相談窓口 P5参照



メリットは?デメリットは?どう売るのが?

＞ メリット

- 維持管理にかかる手間とお金が不要
- 一時的にまとまったお金が得られる
- 現金化することで遺産分割しやすくなる
- 経年劣化による将来下落するリスクの回避



＞ デメリット

- 思い入れがある建物が失われる
- 希望価格で売れない可能性
- 境界確認など手間や経費が掛かる可能性



専門家が一緒に考えます(相談から売却までの流れのイメージ)



所有者



不動産業者

① まずは不動産業者に相談

売却条件をざっくりばらんに相談



⑤ 広告

販売活動を行います



② 物件調査

売却予定物件を調査します



⑥ 売買契約の交渉

購入希望者と契約条件を交渉します



③ 価格査定

物件を査定した価格が提示されます



⑦ 売買契約の締結

契約条件など合意ができれば契約



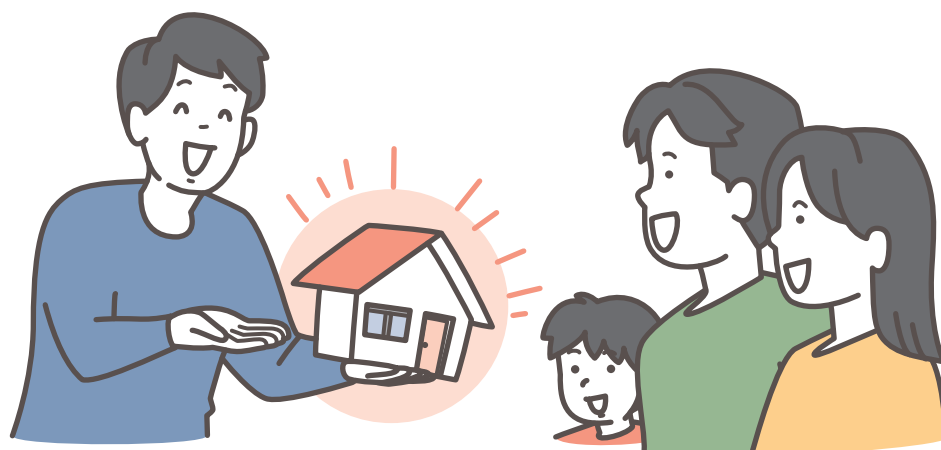
④ 媒介契約の締結

売却を依頼します



⑧ 売却

売買代金の受領と同時に買主に物件を引き渡します



メリットは?デメリットは?どう貸すの?

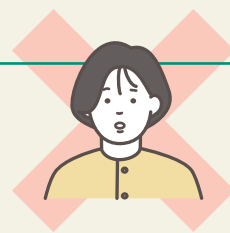
> メリット

- 家賃収入が得られる
- 建物(資産)を持ち続けられる
- 担保にできるため融資が受けられる
- 換気や通水などの管理が不要になる



> デメリット

- 入居者がいない場合には収入が得られない
- 入居者とトラブル(家賃滞納等)のリスク
- リフォームする場合には経費が掛かる



専門家が一緒に考えます(相談から賃貸までの流れのイメージ)



所有者



不動産業者



建築士等

① まずは不動産業者に相談

物件の調査も行います



④ 媒介契約の締結

賃貸の仲介を依頼します



② 物件調査(リフォームする場合)

▶ リフォームを行わない場合は④へ

- 賃貸予定物件を調査し、リフォーム計画を行う
- 計画が決まれば、見積書を作成



⑤ 賃貸契約の締結

不動産業者の仲介により入居者と契約



③ リフォーム

見積書を確認し建築士等にリフォームの依頼



⑥ 賃貸開始

所有者が、建物と入居者を管理するのか?

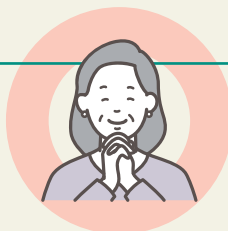
不動産業者をお願いするのか? 相談してください



空き家の解体のメリットは?デメリットは?

＞ メリット

- 土地を売却しやすくなる
- 土地を売却し現金化することで遺産分割しやすくなる
- 維持管理にかかる手間とお金が不要



＞ デメリット

- 解体経費が必要となる
- 固定資産税の特例措置が適用されなくなる
- 解体した土地に再建築できない場合がある



専門家が一緒に考えます(相談から解体までの流れのイメージ)



所有者



建築士等

① まずは解体業者に相談

見積り依頼を行います



② 物件調査

現地調査します



③ 見積り

調査結果に基づき、見積書を作成します



④ 解体工事契約の締結

見積金額や内容を確認し契約します



⑤ 工事準備

施工計画や近隣対策などを行います



⑥ 建物内残存物の整理や処分

電気、ガス等の業者連絡
衣類や家具などの移動や処分



⑦ 近隣への挨拶

騒音や振動等が伴う工事なので、
ご近所に挨拶されるとよいでしょう
(解体業者が代行される場合もあります)



⑧ 解体

工事完了
現地確認し、工事代金を支払います

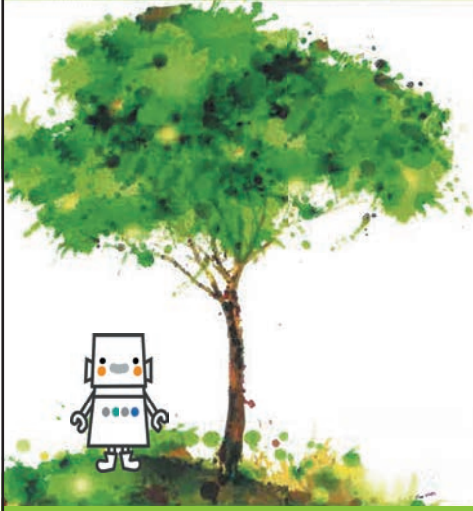


⚠ 解体した建物は、滅失登記をしましょう



- 解体経費の見積りは、費用や内容が適正かどうかの確認のため、複数業者に依頼しましょう。
- 解体後の土地利用も一緒に考えます。

〈 広 告 〉



人と自然との共生を… 有限会社 上 島

建物・構造物解体業

解体工事業 岐阜県許可(般-3)第12535号

建物石綿調査

一般建築物石綿含有調査者 211820

産業廃棄物処理業

収集運搬・積み替え保管 02111060679号(岐阜)
産業廃棄物中間処理業 02121060679号(木くず他)

〒506-1152 岐阜県飛騨市神岡町寺林1134番地3
Tel.〈0578〉82-0977 Fax.〈0578〉82-0977



飛驒市の補助金について



空家対策
ページ

飛驒市では、空き家の活用・解体を考えている方を補助制度で次のとおり応援しています。
※補助を受けるには条件があり、募集件数に限りがあります。いずれも事前相談が必要です。
詳しくは、担当課へ問い合わせるか、市のホームページをご覧ください。

＞ 空家除却補助金

問 建築住宅課 TEL.0577-73-0153

市内の空き家を解体(除却)する所有者または行政区等に対し、費用の一部を補助します。

対象者 ①所有者(法定相続人)またはこれらのものから委任を受けた方
②空家を所有する行政区等または所有者から委任を受けた行政区等

補助率 ①対象事業費の1/2
②対象事業費の1/2・特定空家を取得し除却する場合は2/3

上限 ①100万円②100万円、特定空家を委任または取得により除却する場合は200万円

＞ 空家等の定期的な管理について

問 作業依頼は(公社)飛驒市シルバー人材センターへ
TEL.0577-73-7386

飛驒市は(公社)飛驒市シルバー人材センターと空き家に関する管理業務について協定を結んでおり、所有者等は円滑に業務が発注できます。

作業例 (1)見回り(2)敷地内の草刈、清掃(3)樹木の剪定、雪囲い(4)空き家等の管理全般

＞ 空き家家財道具処分費等補助金

問 飛驒市役所 ふるさと応援課 TEL.0577-62-8904

仏壇や家具など家財道具の処分・移設、敷地内の樹木伐採・草刈などに対し費用の一部を補助します。

対象者 市内の空き家を売りたい・貸したい所有者が対象

補助率 処分費の1/2 **上限** 最大10万円

主な条件:3年間は飛驒市住むとこネットに登録すること、市指定の一般廃棄物収集運搬業者へ依頼すること など

＞ 空き家賃貸住宅改修事業補助金

問 飛驒市役所 ふるさと応援課 TEL.0577-62-8904

空き家等を賃貸住宅にする改修工事費に対し、費用の一部を補助します。

対象者 市内の空き家を貸したい所有者が対象

補助率 改修費の1/2 **上限** 最大250万円

主な条件:工事後5年間は飛驒市住むとこネットに登録し賃貸住宅とすること など



11 飛驒市住むとこネット(空き家バンク)

＞ ご利用にあたっての注意事項

- 宅地建物取引業法の規定により、ご契約時に仲介業者へ仲介手数料の支払いが別途必要となります。手数料の額については仲介業者へお問い合わせください。
- 廃屋など住宅の状況によっては、物件を登録できない場合がございますのでご了承ください。
- 市が提供する物件情報は一部分であり、物件の詳細情報等については、利用希望者ご自身がしっかり確認してから契約してください。
- 市は必要に応じて情報提供や連絡調整を行います。物件に関する交渉、契約その他の仲介行為には関与せず、かつ一切の責任を負いません。



＞ ご利用方法

空き家を借りたい・買いたい方

1. 「飛驒市住むとこネット」で物件を探す



2. 指定仲介業者へ問い合わせる
仲介業者へ問い合わせ・物件見学など



空き家を貸したい・売りたい方

対象物件
空き家(近く空き家予定を含む。)とその敷地

1. 登録申込書の提出・仲介業者の指定

- ・わかる範囲でご記入の上、飛驒市ふるさと応援課へご提出ください。
- ・市に登録された事業者の中から市がご紹介いたします。既に仲介業者(市内)を決めている方は、仲介業者を通してお申し込みをお願いします。

2. 仲介業者が物件を現地確認

- ・所有者様の立ち会いのもとで行います。
- ・物件の状態によっては登録できませんのでご了承ください。
- ・家財道具処分費等補助金あり。
【補助率】1/2、【上限】10万円

3. 「飛驒市住むとこネット」物件情報掲載

指定仲介業者が物件の交渉・契約を仲介、市がその他必要に応じて移住サポートを行います。

飛驒市住むとこネットに関するお問い合わせ

飛驒市役所 ふるさと応援課

TEL.0577-62-8904 〒509-4292 岐阜県飛驒市古川町本町2-22







建物解体

**土木工事一式も
お任せください!**

安心

安全

環境配慮

法令遵守

私たちは適正価格を追求します!

- ・弊社では坪単価での見積りは致しません。
- ・数量に応じたお見積りで適正価格をご提供致します。



株式
会社

タナカ技建

〒506-2134 岐阜県高山市丹生川町桐山 800-2

☎0577-78-1297



お見積り・ご相談

無料!!

お問い合わせください